

該当項目	意見内容	対応方針(案)
●統一保険料率	○ 準統一の保険料率への評価 市町ごとの医療費水準は各市町の保険料率に反映せず、市町ごとの収納率は反映する「準統一保険料率」とすることは、被保険者の公平の観点から、適当である。 将来的には、各市町の収納率向上に取り組み、市町ごとの収納率も反映しないこととし、県内どこに住んでいても、所得水準・世帯構成が同じならば、同じ保険料となる「統一保険料率」を目指すべきである。	-
	○ 完全統一の時期 どの程度の収納率格差が縮小した時点で完全統一となるか、具体的な完全統一とする目安を示すことができないか。	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
	○ 医療費水準の圏域間格差 医療資源が少なく、かつ、1人当たり医療費が少ない中で統一保険料とするには、医療提供体制の充実を図ることが重要な課題と考えており、県には、医療提供体制の格差は正のため計画的に取り組んでほしい。	運営方針案中、「統一保険料率」の項目において、『圏域間の格差や』を追加し「県が、圏域間の格差や各圏域の地域医療構想調整会議などの協議を踏まえながら…」の修正意見について、本文の修正を検討中。
	○ 医療提供体制の整備(「保健医療計画」との関係) 県行政には、地域住民が身近な地域で質の高い医療サービスが受けられるようにする責務があり、引き続き、医師や看護師等の人材確保を含め、医療提供体制の整備に努める必要がある。	引き続き、検討する。
	○ 資産割の廃止 保険料の算定に資産割を廃止すると、資産のあるものの保険料が軽減され、資産のない低所得者層の保険料が増えるかもしれない。	激変緩和措置期間を通じて、3方式への移行を図る。
●納付金・標準保険料率の算定	○ 平易な表記 納付金の算定にあたっては、住民が理解できるようわかりやすい表記に努めること。	試算の見せ方について、検討していく。
	○ 財政安定化支援事業(地方財政措置分)の取扱い 財政安定化支援事業の繰入については、交付税算定数値か総務省通知の繰入基準にするかによって、保険料(税)の必要額と一般会計の負担が大きく変わる。首長レベルの協議の場で検討してほしい。	総務省通知の繰入基準での統一について、検討中。
	○ 収納率反映の効果 保険料の計算について、必要な額を収納率で割り戻して保険料率を決定となるが、(現在の国保もそうだが)全体の収納率が下がれば保険料が上がる仕組みで、正直に払っても全体の収納率が上がらないと保険料が下がるわけではない。	-
●激変緩和措置	○ 緩和の程度 各市町の「1人当たり保険料収納必要額」については、6年間の激変緩和期間において、増加するとしても、医療費の伸びと同程度となるよう、適切な激変緩和措置を行う必要がある。 急激に被保険者の負担が重くならないよう、激変緩和措置を講ずること。	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
	○ 滞納繰越分保険料の取扱い 各市町が収納する滞納繰越分の保険料については、激変緩和期間中は各市町の保険料軽減に充当し、その後の取扱いは改めて検討するとされているが、本来、現年度分と滞納繰越分の保険料は同じ取扱いとすべきものであり、国保財政が完全に県単位で運営される「統一保険料率」とするまでの間は、各市町の保険料軽減に充当すべきである。	収納率に影響があるため、現年度分と滞納繰越分は分けて取り扱う必要がある。
	○ 特例基金の適用 国のガイドラインで示された方針に沿い、一般会計繰入(赤字補填目的)の解消により生じる保険料額の増額に関し、一般会計繰入(赤字補填目的)を実施していない自治体との公平性の観点から、都道府県基金を財源とする激変緩和措置はしないこと。 上記にあたっては、過去10年間に市町の財政調整基金への積立を決算剰余金により行ってきたか、一般会計からの繰出しを原資として行ってきたか等を分析し、適切に判断すること。	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
	○ 市町間の負担水準の調整 国のガイドラインの見直しにより、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険料区分ごとの激変緩和の対象を判定するとされていることから、広島県独自の市町間の負担水準の調整においても、保険料区分ごとに調整を行う必要がある。 市町間の負担水準の調整についても、特例基金の設置期間となる同じ6年間(平成30年度から35年度)であるとわかるよう記載していただきたい。 市町間の負担水準の調整については、国のガイドラインにおいて、自治体間の公平性の観点から都道府県繰入金による激変緩和措置の対象としなかった「法定外一般会計繰入の解消を原因とした一人あたりの保険料額」を含むものであり、本来は対象とすべきでない部分が含まれていると考えるが、対象とするのであれば、法定外一般会計等繰入を行っていない市町との公平性の観点から、その影響は限定されるべきである。	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
	○ 住民負担を考慮した激変緩和 県内(準)統一保険料率については相互扶助の考え方もあり否定はしないが、保険税(料)を実際負担する被保険者のことも考えて激変緩和してほしい。財政調整基金の繰入など市町の財政政策などを被保険者が負担していくことになる。 仕組みや制度のことは理解できるが、実際負担する住民のことが置き去りになっている。住民の負担を考慮した保険税(料)の考え方はできないのか。	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
	○ 市町の財政調整基金の取扱い 各市町が保有する財政調整基金の取扱いについて記載がない。取扱いを検討すること。	激変緩和措置との関係について、運営方針案への記載を検討中。
●保険料率等の試算	○ 試算の精度向上 住民へ各市町の算定方針を示すことができるよう、早急に精査された統一保険料率を試算されたい。	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
	○ 国保財政の見通しが見える試算の実施 平成30年度からあるべき姿を考える上で、8月頃算定予定の約1,700億円の公費をはじめ、給付費、市町村標準保険料率の算定に必要な保険料収納必要総額などについて、6年間(激変緩和措置期間)のシミュレーションを示していただき、将来の国民健康保険財政の見通しについて説明できるようにしていただきたい。	国保財政の見通しについては、運営方針案への記載を検討中。
	○ 試算における多様なモデルケースの設定 本年8月末に行われるモデルケースによる保険料額の試算においては、世帯人数や所得水準の異なるいくつかの世帯をモデルケースとして設定し、保険料額の試算を行うべきである。	試算の見せ方について、検討中。

該当項目	意見内容	対応方針(案)
●医療費の適正化(インセンティブのための財源確保)	<p>○保険者努力支援制度の運用 医療保険制度の原則から全体で保険給付を負担することは理解できるが、現状では年齢調整後の医療費水準にも不均衡が生じているため、医療費水準に応じて医療費適正化の努力を促す仕組みについて引き続き検討いただきたい。</p> <p>医療費水準を納付金の算定に反映しないとしている広島県において、医療費適正化のインセンティブを確保する観点から、保険者努力支援制度の適用に際し市町を比較する場合は、単純平均(総医療費÷被保険者数)の一人当たり医療費を基本とするのではなく、年齢調整後の医療費を用いることとし、公平・適切に評価されるしくみを構築すること。</p> <p>県全体で高みを目指して保健事業の共通事業を検討する一方で、各市町の積極的な取組を促すためにも、保険者努力支援制度の運用に当たって、市町における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブにつながるような評価指標とするよう検討し、国保運営方針に記載していただきたい。</p> <p>保険料率の抑制のためには、取組率向上、医療費適正化の取組、医療費の削減などが必要であり、効果を上げている保険者へのインセンティブの内容を明らかにされたい。</p>	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
	<p>○保健事業費等に係る保険料充当財源のあり方 将来的には保健事業等の水準統一を行っていく必要があると思うが、それまでは、現在実施している保健事業が制度改革後も保険料(税)を財源として実施できるような仕組みを要望する。</p> <p>各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去3年間の平均を上限とするとされているが、保健事業等は医療費適正化等につながるものであり、市町が積極的に保健事業等に取り組めるような仕組みとすべきである。</p> <p>保険料充当財源相当額の算定に当たっては、過去3年間の実績額を上限とすることから、不公平が生じないよう特定財源の整理を行った上で保険料に充当していただきたい。</p> <p>保健事業の財源は、市町の取組に支障が出ないよう、十分な額を確保する必要があるが、公費と保険料(税)を財源として事業の実施が可能となる方法を検討していただきたい。</p>	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。
●医療費の適正化(その他)	<p>○「健康増進計画」との関係(保健事業のビジョン) 県内全市町で実施する保健事業のあり方、各市町の取組を充実させるための方策について、県としての明確なビジョンを示してもらいたい。</p> <p>○「健康増進計画」との関係(健康課題) 医療費の適正化にあたっては、保険料の適切な配分のため、県全体として取り組むべき健康課題を明確にし、どこの市町においても同程度の保健事業が受けられるよう方針を示していただきたい。</p> <p>○「健康増進計画」との関係(健康寿命) 保険料が上がる要因である医療費を抑えるために市民が改善すべきことを周知していかなければならない。また、医師会にも協力を求め、医療費の適正化に努められたい。医療費の適正化と同時に健康寿命の延伸に向けた取組にも力を注いでいただきたい。</p> <p>○「医療費適正化計画」との関係 保険料(納付金)の上昇を抑制するため、県全体で医療費の削減に取り組むこと。</p> <p>保険料の上昇を抑制するとともに、法定外繰入を減少させるため、県と市町が連携して、県全体で医療費適正化、取組率向上等の取組を強化する必要がある。</p>	引き続き、検討する。
●収納対策(県の関与)	<p>○県による直接徴収・併任徴収等 広島県として取組率向上に向け果たすべき主体的な役割を果たすため、県内市町と連携を密にし、長期未折衝事案等の困難事案を縮減できるような具体的な方策(税部門で実施されている広島県直接徴収等)についても検討いただきたい。</p> <p>国保制度の改革後の被保険者の保険料(税)額の上昇の可能性がある、そのことによる取組率の低下も懸念されることから、現在の直接徴収(県単独型)及び併任徴収(随時型)等の継続・拡充など、取組率向上の取組に対する県によるサポートの強化を図っていただきたい。</p>	引き続き、検討する。
●収納対策(その他)	<p>○滞納整理への取組 県がより積極的に滞納整理に関わる方針とすべきである。取組率向上は、本県の目指している保険料完全統一を実現するための最も重要な課題である。49ページでは「市町における滞納整理の実践力、応用力を備えた人材を育成するため、連合会が行う研修会を県の税務部門との連携によって拡充する」としているが、現状では各市町の差押えや捜索の実施において格差があることから、研修会を実施するだけでは取組率の大きな向上を見込むための対策として不十分である。61ページでは「当面は広域的な徴収組織は設立しない」としているが、研修会を行うだけでは早期に取組率が市町間で均一化されるとは考え難い。県単位化当初から、徴収組織を設立するとともに取組率の低い市町には県の職員を派遣し滞納整理を実施するなどの内容としなければ、保険料の完全統一の目標はいつまでも達成できないと思われる。</p>	引き続き、検討する。
●収納対策(その他)	<p>○低所得者対策 制度改革後の保険料(税)について、所得階層別の保険料(税)の負担をきめ細やかに分析し、低所得者の保険料(税)負担状況を把握し、拡充の必要性を国へ提案していく取組を実効性あるものとしてもらいたい。</p> <p>○中間所得者対策(国の財政支援の拡充) この度の試算により、県内の多くの市町で被保険者負担の増加が明らかとなった。多くの市町の議会や被保険者にとっては、広域化により被保険者の負担が増えるというデメリットの印象が強く、理解されにくいことが想定される。特に中間所得者の負担が将来的にも増え続ける構造は、広域化では改善されないことから、抜本的な公費負担の見直し等について、国に対する県と市町からの要望が必要と考える。</p> <p>○子育て世帯の負担軽減 市民から「保険料負担が重い。特に子どもの多い世帯の負担感が大きい。」という意見があるため、次の一文を加えてはどうか。「また、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する制度の創設を要請していきます。」</p>	引き続き、県と市町で、その詳細を検討する。 公費負担のあり方については、今後とも、全国知事会等を通じて、国に働きかけていく。 今後の検討課題として、位置付ける。
●保険給付の適正化	<p>○第三者求償の取組強化 第三者求償事務にあたっては、交通事故以外の第三者求償事務(食中毒、ゴルフ、ペット及び自転車同士など)を含めなど、求償事務の取組強化が必要と考える。</p>	引き続き、その詳細を検討する。
●その他	<p>○公費拡充の確実な実施 公費による財政支援の財源となる消費税増税が先送りされた中、当初の予定どおりの財政支援の拡充が行われない場合は、制度改革自体も先送りにすべきである。</p> <p>○制度改革の周知 今回の制度改革は、国保加入者だけでなく、国保会計を財政面で支援することになる健康保険組合の加入者等、全ての県民に理解を得るための努力、周知方法等について追記出来ないか。</p> <p>○県と市町の十分な協議 国保の都道府県単位化は、国保運営を持続可能なものとし、さらには国民皆保険の崩壊を防ぐためのものである。これを円滑かつ確実に実施することによって、将来にわたり地域住民が安心して必要な医療を受けることができるようにするため、引き続き、県と市町で十分な協議を行う必要がある。</p>	公費拡充の確実な実施は、全国知事会等を通じて、国へ働きかけていく。 県民への制度改革の周知に努める。 今後とも、「広島県国民健康保険連携会議」において、協議していく。

※なお、運営方針素案に対する字句修正の意見については、参考資料5に反映させている。